

第5回 医療機関等の消費税問題に関する検討会 議事概要

1. 日時：平成27年6月29日（月）15時00分～16時53分
2. 場所：日本医師会館 503会議室
3. 出席者 星野、伊藤（豊）、武田、吉田、土生、
森、田尻、梶原、伊藤（伸一）各委員
渡辺委員、瀬古口委員、西澤委員、長瀬委員は欠席。
役員 今村（聡）副会長、今村（定臣）常任理事
オブザーバー
日本歯科医師会 中村先生
全日本病院協会 猪口副会長
日本精神科病院協会 菅野常務理事
東京都病院協会 河北会長

4. 議事

（1）個々の診療報酬項目に係る原価構成の調査について

- ・ 日医役員から、診療行為個々に係る標準的仕入れ税額分の「見える化」に向けた具体的作業について、個々の診療報酬項目に係る原価構成の調査を、医科（診療所）、医科（病院）、歯科、調剤の分野ごとに、10～20施設を選定し、施設名を公表しないことを前提に、各団体が調査を実施の上、病床数などの属性とのひも付に留意しながら、取りまとめを行うことを提案した。
- ・ この調査を行う目的については、下記のとおり確認された。

医療に係る消費税について、平成27年度税制改正大綱（自由民主党、公明党）において、「個々の診療報酬項目に含まれる仕入れ税額相当額分を『見える化』することなどにより実態の正確な把握を行う。」とされたことを踏まえ、調査対象を限定しつつ、各診療報酬点数項目の原価に含まれる課税費用相当分をパイロット的に算出する。併せて、大規模な調査の検討に資する資料を得る。

- ・ 医科診療所の調査を担当する日医役員から、医科部分の調査項目として、「課税費用との結びつきが強いと思われる点数項目」6項目、「人件費との結びつきが強いと思われる点数項目」7項目、合計13項目についての調査を実施する意向が示された。
- ・ 四病院団体協議会委員からは、日医の調査方法を参考に、病院独自の項目の追加等を検討するとの意向が示された。
- ・ 日本歯科医師会委員、日本薬剤師会委員からは、それぞれの分野の特性を踏まえた、調査内容を検討の上、実施する意向が示された。

(2) 控除対象外消費税負担の量的影響（患者、医療機関等）

- ・ 控除対象外消費税負担の患者への量的影響について、四病院団体協議会委員が資料等を準備することが確認された。

(3) その他意見交換

- ・ オブザーバーから、次の意見が出された。

社会保険診療報酬とは、医療行為に対する費用弁済というのが基本である。消費税が導入されて、医療に対する消費税は非課税だといいいながら、消費税分を上乗せした診療報酬改定が行われている。これでは医療行為に対する費用弁済ではない。非課税であるのに、なぜ国民が上乗せした消費税分の保険料を負担しなければならないのか。
- ・ これに対し、厚生労働省委員から、次の見解が示された。

アメリカでは、physician fee と hospital fee は分かれているので、「physician fee は非課税で、仕入もないから純粋に課税転嫁分もない。その他の分は課税仕入れがあるから転嫁分を上乗せする。」という整理で説明がしやすい。一方、日本の診療報酬体系は、それをトータルで払っていて、医師の診療行為に上乗せしている構造なので、国民に分かりやすく言うのであれば、「これは医師の技術の部分で、これは固定費の部分だ。」

ということを、今の点数体系のなかでも考えに入れて代表的なものを示したほうが、この疑問にも答えやすいのではないか。

- ・ 日医役員から、厚生労働省委員に対し、中医協消費税分科会の早期開催を、改めて要望した。

以上